

平成27年度 児童クラブ利用申し込み受付開始

市では、保護者が仕事などにより昼間家庭で保育できない児童の健全な育成を図るため、放課後の集団生活の場「児童クラブ」(学童保育)を設置しています。平成27年度から対象者を小学校6年生までに拡大します。

申し込みを下記のとおり行いますので、この期間にお申し込みください。

※詳しくは、各クラブにお問い合わせください。(水口および土山地域の児童クラブの申し込みについては、11月11日(火)の入所希望者説明会でお知らせします。お問い合わせは、NPO法人わくわくキッズ事務局にお願いします。)

※入所については、入所基準に該当し保育の必要性の高い方から決定します。原則として、常時利用される方を優先させていただきます。

- 利用対象者 小学校1～6年生
- 利用時間 平日：放課後～18時
土曜日：8時～18時(希望者が5人以上あれば検討します)
長期休暇：8時～18時
- 利用料金 平日 10,000円/月(土曜日、長期休暇は利用料金が加算されます)
- 申込先 通学している学校区の児童クラブ(わくわくキッズは事務局のみ)

子ども応援課 児童家庭支援係
☎65-0705/☎63-4085

児童クラブ名	学校区	申し込み期間	電話番号
水口児童クラブ	水口	11月27日(木)・28日(金) 9:30～18:30 11月29日(土) 9:30～12:30 ※入所希望者説明会 11月11日(火) 20:00～ 碧水ホール (申請用紙当日渡し)	NPO法人 わくわくキッズ ☎63-4655 (水口町八坂)
綾野児童クラブ	綾野		
貴生川児童クラブ	貴生川		
貴生川第2児童クラブ	貴生川		
伴谷児童クラブ	伴谷		
伴谷東児童クラブ	伴谷東		
柏木児童クラブ	柏木		
土山かしきや児童クラブ	土山		
大野児童クラブ	大野		
油日児童クラブ	油日		
大原児童クラブ	大原	11月4日(火)～14日(金) 労協センター事業団 甲賀営業所 ☎88-9225	☎88-2368
甲南まっこ児童クラブ	甲南第一		☎86-7798
甲南わくわく児童クラブ	希望ヶ丘		☎86-4024
甲南なかよし児童クラブ	中部・第二・第三		☎86-1577
小原児童クラブ	小原		☎82-4511
雲井もっこ児童クラブ	雲井		☎83-0311
信楽児童クラブ	信楽		☎82-2010
信楽児童クラブ	信楽		11月4日(火)～14日(金)

『子ども・若者育成支援強調月間』 ～健やかな青少年の成長を願って～

青少年の健やかな成長は、市民みんなの願いです。11月は「子ども・若者育成強調月間」として、次の世代を担う子どもと若者が、社会の一員として認められ、自らの力で活躍できるための育成支援の運動が全国的に実施されます。

本市においても、青少年の夢と創造性を育む地域づくりをめざす取り組みを展開します。

子どもの健やかな成長を願い、手づくり啓発品を配布

市少年補導委員会と少年センターでは、水口中学校ボランティア部員と一緒に作成した「押し花しおり、などを配布し青少年育成の啓発活動を行います。

【実施日時/場所】

- ・11月8日(土) 14時～/フレンドマート甲南店
 - ・11月8日(土) 16時～/アルプラザ水口店
- ※少年に関する困りごとや悩みごとなどがあれば少年センターにご相談ください。

甲賀市少年センター
☎62-6010/☎63-3977
社会教育課 青少年育成係
☎86-8022/☎86-8380

児童虐待防止にご協力を 11月は児童虐待防止推進月間です

全国各地で児童虐待が頻発しています。

ネグレクト(育児放棄)や言葉の暴力も虐待

直接的暴力以外にも、食事を与えなかったり、ひどく不潔にしたり、子どもに冷たい態度をとったり、無視することも虐待で、子どもに深刻な悪影響を及ぼす恐れがあります。

虐待が疑われたらすぐに連絡を
虐待を受けたと思われる子どもを見つけたら、家庭児童相談室または中央子ども家庭相談センター

へ連絡してください。
※情報をお寄せになった方のプライバシーは厳重に守られます。

問い合わせ・相談

子ども応援課 家庭児童相談室
☎65-06660
中央子ども家庭相談センター
☎0775-6221121
24時間対応子どもを守るほっとライン
☎0775-6228996
24時間対応全国共通ダイヤル
☎0570-0664000

お困りごとはお気軽にご相談を 無料法律相談を拡充します

市では社会福祉協議会に委託する法律相談(毎月第1・3木曜日)に加え、新たな法律相談事業を開設します。相談に応じるのは、おうみ法律事務所の竹内弁護士です。相談日は、11月26日から毎月第2・4水曜日の午後を基本に、あいこが市民ホール練習室で行われます。

相談は無料で秘密は固く守られます。予約制となっていますので、電話でお申し込みください。※今後の法律相談の日程は、広報あいこがをご確認ください。

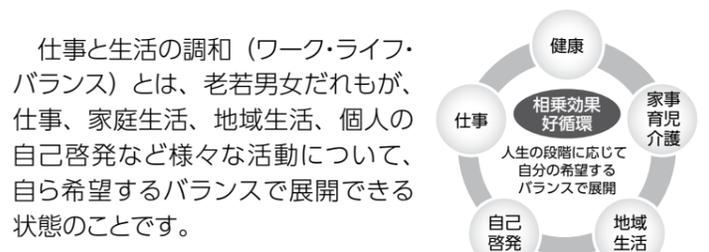
申し込み
問い合わせ
おうみ法律事務所 ☎077-524-6981

職員採用試験のお知らせ

- 採用職種/介護福祉士:2人
看護師:1人
- 採用予定日/平成27年4月1日
- 受験資格/
 - 介護福祉士:昭和58年4月2日以降に生まれ、介護福祉士資格を有するか、平成26年度末までに資格取得のための試験に合格もしくは課程を修了する見込みの方。
 - 看護師:昭和45年4月2日以降に生まれ、看護師免許を有する方。
- 試験日/12月13日(土)
- 合格発表/平成27年1月中旬頃
- 受付期間/11月4日(火)～28日(金)までの執務時間中(8時30分～17時15分)

職員課 人事係
☎65-0669/☎63-4561

仕事も生活も充実した毎日のために ～11月は「仕事と生活の調和推進月間」～



仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)とは、老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことです。

他の先進国と比べ、日本では一人あたりの労働時間が長く、休暇の取得も少ない傾向にあると言われています。行き過ぎた長時間労働は、心身のバランスを崩したり、家庭や地域との繋がりを希薄にするなど、社会の活力を低下する原因にもなります。

滋賀県では、11月を推進月間と定め、「仕事と生活の調和」の実現に向けた啓発活動に取り組んでいます。

仕事も生活も充実した毎日のために、皆さんも、自分のワーク・ライフ・バランスのあり方を考えてみませんか。

人権推進課 人権政策係
☎65-0694/☎63-4582

臨時福祉給付金 / 子育て世帯臨時特例給付金 / 手続きはお済みですか

臨時福祉給付金

- 給付対象者/平成26年1月1日に市に住民登録があり、平成26年度の市民税(均等割)が課税されていない方(他にも要件があります)
- ※対象となる可能性がある方には、申請書を送付しています。
- 申請期間/平成27年1月14日(水)まで ※延長しました
- 申請に必要な書類/甲賀市臨時福祉給付金申請書等
- ※詳しくはお問い合わせください
- 給付額/給付対象者1人につき10,000円
- ※加算対象となる場合は、5,000円が加算されます。
- 支給日/申請の約3カ月後

子育て世帯臨時特例給付金

- 給付対象者/平成26年1月1日に市に住民登録があり、次の要件をどちらも満たす方
- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満
- ※対象となる可能性がある方には、申請書を送付しています。
- ※臨時福祉給付金の対象になる児童は、対象となりません。
- 申請期間/12月19日(金)まで
- 申請に必要な書類/甲賀市子育て世帯臨時特例給付金申請書等
- ※詳しくはお問い合わせください
- 給付額/対象児童1人につき10,000円
- 支給日/申請の約3カ月後

甲賀市役所「臨時福祉給付金」
「子育て世帯臨時特例給付金」窓口
☎65-0735、☎62-6311、
☎65-0735、☎63-4085